

様式3の1 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日：令和5年6月1日～令和5年9月30日)

	業 者 名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1	近畿日本ツーリスト(株)	東京都新宿区	令和5年6月22日 ~ 令和5年9月21日 (3箇月)	その他 (別表第2第8号)	国の新型コロナウイルスワクチンのコールセンター事業を巡り、自治体に過大請求していた問題で、大阪府警は令和5年6月15日、同府東大阪市から約5億8900万円を詐取していたとして、支店長ら3人を詐欺容疑で逮捕したものの。	物品
2	(株)洛北造園	京都市中京区	令和5年6月27日 ~ 令和5年10月26日 (4箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-ア)	審査基準日令和2年12月31日の経営事項審査申請において、実際には常勤していない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者に提出し、各発注者の入札参加資格を取得した。このことは建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となるため。	工事
3	京都土木(株)	京都市西京区	令和5年6月27日 ~ 令和6年10月26日 (4箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-ア)	審査基準日令和3年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者に提出し、各発注者の入札参加資格を取得した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となるため。	工事
4	(株)忠英建設	京都市伏見区	令和5年6月27日 ~ 令和5年10月26日 (4箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-ア)	審査基準日令和4年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となったため。	工事
5	木津川道路(株)	京都府木津川市	令和5年7月6日 ~ 令和6年1月5日 (6箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(3)-ア)	宇治田原町内に設置した営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により京都府に建設業許可の変更を届出、不正に特定建設業許可を受けたとして、代表取締役を含む5人が建設業法違反の疑いで京都府警察本部に逮捕されたため。	工事
6	木津川道路(株)	京都府木津川市	令和5年7月6日 ~ 令和7年1月5日 (18箇月)	談合等 (別表第2第3号(2))	宇治田原町内に設置した営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により不正に特定建設業許可を受け、この虚偽申請に基づいて宇治田原町発注の公園工事の入札に参加し、受注した。これにより、7月26日、公契約関係競争入札妨害の疑いで代表取締役を含む3人が再逮捕されたため。	工事
7	西武建設(株)	埼玉県所沢市	令和5年8月7日 ~ 令和5年11月6日 (3箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-イ)	資格要件を満たさない者を営業所専任技術者として配置していた。また、経営事項審査申請において、資格のない者を技術者として技術職員名簿に記載し、同申請により得た結果通知書を公共工事の発注者に提出し、各発注者の入札参加資格を取得した。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日付で国土交通省関東地方整備局から、同条第1項の規定により指示処分、及び同条第3項の規定により営業停止処分を受けたため。	工事

様式3の1 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日：令和5年6月1日～令和5年9月30日)

	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
8	西武造園(株)	東京都豊島市	令和5年8月7日 ~ 令和5年11月6日 (3箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-イ)	資格要件を満たさない者を営業所専任技術者として配置していた。また、資格のない者を監理技術者として工事現場に配置していた。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日付で国土交通省関東地方整備局から、同条第1項の規定により指示処分、及び同条第3項の規定により営業停止処分を受けたため。	工事
9	(株)鴻池組	大阪府大阪市	令和5年9月25日 ~ 令和5年10月24日 (1箇月)	工事関係者事故 (別表第1第3号(1)-イ)	京都府内の建築工事にて令和4年12月8日に作業員が足場組立作業中に墜落する死亡事故を発生させたことにより、令和5年7月26日に京都南労働基準監督署から労働安全衛生法違反で是正勧告を受けたため。	工事
10	(株)武弘産業	京都市右京区	令和5年9月26日 ~ 令和6年1月25日 (4箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-イ)	令和元年5月から令和2年9月及び令和2年4月から令和3年3月に施工した民間工事において、請負代金が政令で定める専任要件の金額を超えているにもかかわらず、営業所専任技術者を主任技術者として配置していた。このことにより、令和5年9月26日に京都府から建設業法第28条に基づく指示処分を受けたため。	工事
11	武村建設(株)	京都市右京区	令和5年9月26日 ~ 令和6年1月25日 (4箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(2)-イ)	令和3年10月に営業所専任技術者が退職し、一部業種の許可基準を満たさなくなったにもかかわらず、令和4年10月まで必要な届出を行っていなかった。また、別業種の営業所専任技術者が、常勤が困難になり令和4年8月から休職していたにもかかわらず、同年10月まで変更届を提出していなかった。これらのことにより、令和5年9月26日に京都府から建設業法第28条に基づく指示処分を受けたため。	工事